

# 業務及び財産の状況に関する説明書

【 令和 5 年 12 月 期 】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。



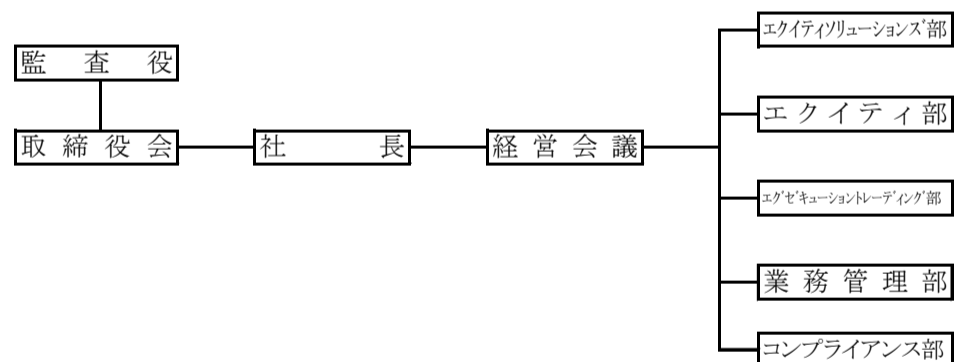
I 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商 号 EVOLUTION JAPAN証券株式会社
2. 登録年月日 平成19年9月30日  
(登録番号) (関東財務局長(金商)第20号)
3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年 月	沿 革
平成 10 年 7 月	コアパシフィック山一証券株式会社として発足。
平成 10 年 8 月	証券業の免許を受ける。
平成 10 年 9 月	営業開始。
平成 10 年 12 月	関東財務局長(証)第134号により登録証券会社となる。
平成 15 年 9 月	営業休止。
平成 15 年 10 月	本店移転 (東京都中央区新川)。
平成 16 年 1 月	営業再開。
平成 16 年 1 月	本店移転 (東京都渋谷区)。
平成 16 年 1 月	アルバース証券株式会社へ商号変更。
平成 19 年 9 月	第一種金融商品取引業者登録。
平成 23 年 7 月	第二種金融商品取引業者登録。
平成 25 年 12 月	EVOLUTION JAPAN証券株式会社へ商号変更。
平成 27 年 3 月	本店移転 (東京都千代田区)。
平成 28 年 6 月	貸金業法に基づき貸金業者登録。
平成 29 年 9 月	貸金業法に基づき貸金業者登録廃止。

(2) 経営の組織



4. 主な株主の氏名又は名称及び所有株式数

氏名、商号又は名称	持株数	持株割合
1. タイガー イン エンタプライズ リミテッド	44,000 株	100.00 %
合 計	44,000	100.00

(注) 持株割合は、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

5. 役員の氏名又は名称

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
取締役社長	ショーン・ローソン	有	常
取締役	有光素生	無	常
取締役	エイトリアン・フリントル	無	非
取締役	宮下和子	無	非
監査役	櫻井真寿美		非

6. 政令で定める使用人の氏名

役職名	氏名
取締役社長	ショーン・ローソン

7. 業務の種別

(1) 金融商品取引業(法第2条第8項)

- ① 法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務
- ② 法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務
- ③ 有価証券等管理業務
- ④ 第二種金融商品取引業

(2) 金融商品取引業に付随する業務(法第35条第1項)

- ① 有価証券の貸借業務
- ② 法第156条の24第1項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付業務
- ③ 保護預り有価証券担保貸付業務
- ④ 有価証券に関する顧客の代理業務
- ⑤ 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社の第2条第1項第10号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理
- ⑥ 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人の第2条第1項第11号に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理
- ⑦ 累積投資業務の締結
- ⑧ 有価証券に関連する情報の提供又は助言
- ⑨ 他の金融商品取引業者等の業務の代理
- ⑩ 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関して仲介を行うこと
- ⑪ 他の事業者の経営に関する相談に応じること
- ⑫ 譲渡性預金その他金銭債権(有価証券に該当するものを除く)の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

(3) その他(法第35条第2項)

- ① その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務
- ② 他の事業者等の業務に関する電子計算機のプログラムの作成、保守及びコンサルティング業務

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	102-0094 東京都千代田区紀尾井町4番1号

9. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

- (1) 加入する金融商品取引業協会  
日本証券業協会
- (2) 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称  
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

10. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

11. 苦情処理及び紛争解決の体制

第一種金融商品取引業

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(「FINMAC」)との間で特定第一種金融商品取引業にか係わる手続実施基本契約を締結する措置

第二種金融商品取引業

第二種金融商品取引業に係る苦情及び紛争の解決に関し、FINMACに個別利用登録

## II 業務の状況に関する事項

### 1. 当期の業務の概要

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、行動制限の緩和やインバウンド需要回復により、徐々に経済活動の正常化が進む一方で、資源・原油価格の高騰による物価上昇やウクライナ情勢の変化等、依然として先行き不透明な状態が続いております。

株式市場では、欧米での利上げ幅の縮小観測などの背景に世界株式は上昇基準で始まりましたが、3月には欧米での金融システム不安の台頭などに伴い、反落したものの、長期金利の水準がさほど上昇しなかったこともあり、株価は持ち直しました。その後、金融引き締め長期化の懸念などあり、株価は下落傾向となりましたが、インフレ傾向を示唆する経済指標が目立ち、利上げ終了の観測もあり、長期金利回りが低下したことにより株価は上昇となりました。

このような環境下、当事業年度の業績は、委託手数料18百万円、その他の受入手数料782百万円となり、受入手数料は801百万円（前期比6.7%増）となりました。

一方、販売費・一般管理費は817百万円（前期比6.7%増）となり、営業損失15百万円（前期は14百万円の営業損失）、経常損失15百万円（前期は15百万円の経常損失）、当期純損失は23百万円（前期は21百万円の当期純損失）となりました。

### 2. 業務の状況を示す指標

#### (1) 経営成績等の推移

(単位:百万円)

	令和5年12月期	令和4年12月期	令和3年12月期
資本金	994	994	994
発行済株式総数	44,000株	44,000株	44,000株
営業収益	801	750	866
(受入手数料)	801	750	864
((委託手数料))	18	10	5
((引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料))	0	0	0
((募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い手数料))	0	1	0
((その他の受入手数料))	782	738	858
(株式事務手数料)	3	4	0
(アレンジャー料)	7	13	84
(株式手続料)	0	1	0
(業務受託料)	770	716	773
(トレーディング損益)	0	0	0
((株券等))	0	0	0
((債券等))	0	0	0
((その他))	0	0	0
純営業収益	801	750	864
経常損益	△ 15	△ 15	256
当期純損益	△ 23	△ 21	184

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券売買高の推移(単位:百万円)

区 分	令和5年12月期	令和4年12月期	令和3年12月期
自 己	-	-	-
委 託	854	1,254	2,837
計	854	1,254	2,837

② 有価証券引受・売出し及び募集・売出し又は私募の取扱高(単位:百万円)

区 分		引受高	売出高	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額	募集取扱高	売出取扱高	私募取扱高	特定投資家 向け売付け 勧誘等の取 扱高
令和5年12月期	株 券	0	0	0	0	0	0	0
	国債証券	0		0	0		0	0
	地方債証券	0		0	0		0	0
	特殊社債	0	0	0	0	0	0	0
	社債券	0	0	0	0	0	0	0
	受益証券			0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
令和4年12月期	株 券	0	0	0	0	0	0	0
	国債証券	0		0	0		0	0
	地方債証券	0		0	0		0	0
	特殊社債	0	0	0	0	0	0	0
	社債券	0	0	0	0	0	500	0
	受益証券			0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
令和3年12月期	株 券	0	0	0	0	0	0	0
	国債証券	0		0	0		0	0
	地方債証券	0		0	0		0	0
	特殊社債	0	0	0	0	0	0	0
	社債券	0	0	0	0	0	0	0
	受益証券			0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0

(3) その他業務の状況

該当事項はありません。

(4) 自己資本規制比率の状況

	令和5年12月期	令和4年12月期	令和3年12月期
自己資本規制比率 (A/B)	459.6 %	555.8 %	428.9 %
固定化されていない 自己資本 (A)	849 百万円	871 百万円	870 百万円
リスク相当額 (B)	184	156	203
市場リスク相当額	0	0	0
取引先リスク相当額	0	0	0
基礎的リスク相当額	184	156	203

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

区 分	令和5年12月期	令和4年12月期	令和3年12月期
使 用 人	20 人	18 人	18 人
(うち外務員)	12 人	10 人	10 人

(6) 役員の業績連動報酬の状況(投資運用業を行う金融取引業者に限る。)

役員の業績連動報酬の状況
投資運用業は行っていません。



Ⅲ 財産の状況  
 1. 経理の状況  
 (1) 貸借対照表

(単位:百万円)

資 産 の 部			
科 目	第 26 期 ( R5.12.31現在 )	科 目	第 25 期 ( R4.12.31現在 )
〔 流 動 資 産 〕		〔 流 動 資 産 〕	
現 金 ・ 預 金	956	現 金 ・ 預 金	1,197
預 託 金	560	預 託 金	560
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	0	ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	0
商 品 有 価 証 券	0	商 品 有 価 証 券	0
引 受 口	0	引 受 口	0
約 定 見 返 勘 定	0	約 定 見 返 勘 定	0
信 用 取 引 資 産	0	信 用 取 引 資 産	0
信 用 取 引 貸 付 金	0	信 用 取 引 貸 付 金	0
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	0	信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	0
有 価 証 券 担 保 貸 付 金	0	有 価 証 券 担 保 貸 付 金	0
借 入 有 価 証 券 担 保 金	0	借 入 有 価 証 券 担 保 金	0
現 先 取 引 貸 付 金	0	現 先 取 引 貸 付 金	0
立 替 金	0	立 替 金	0
顧 客 へ の 立 替 金	0	顧 客 へ の 立 替 金	0
そ の 他 の 立 替 金	0	そ の 他 の 立 替 金	0
募 集 等 払 込 金	0	募 集 等 払 込 金	0
短 期 差 入 保 証 金	0	短 期 差 入 保 証 金	0
有 価 証 券 等 引 渡 未 了 勘 定	0	有 価 証 券 等 引 渡 未 了 勘 定	0
支 払 差 金 勘 定	0	支 払 差 金 勘 定	0
短 期 貸 付 金	0	短 期 貸 付 金	0
前 払 金	0	前 払 金	0
前 払 費 用	7	前 払 費 用	6
未 収 入 金	23	未 収 入 金	33
未 収 収 益	0	未 収 収 益	1
繰 延 税 金 資 産	0	繰 延 税 金 資 産	0
そ の 他 の 流 動 資 産	0	そ の 他 の 流 動 資 産	0
貸 倒 引 当 金	0	貸 倒 引 当 金	0
流 動 資 産 計	1,549	流 動 資 産 計	1,798
〔 固 定 資 産 〕		〔 固 定 資 産 〕	
有 形 固 定 資 産	0	有 形 固 定 資 産	0
建 物	0	建 物	0
器 具 備 品	0	器 具 備 品	0
土 地	0	土 地	0
無 形 固 定 資 産	0	無 形 固 定 資 産	0
電 話 加 入 権	0	電 話 加 入 権	0
営 業 権	0	営 業 権	0
ソ フ ト ウ ェ ア	0	ソ フ ト ウ ェ ア	0
そ の 他	0	そ の 他	0

投資その他の資産	13	投資その他の資産	16
投資有価証券	0	投資有価証券	0
出資金	0	出資金	0
長期貸付金	0	長期貸付金	0
長期差入保証金	13	長期差入保証金	16
長期前払費用	0	長期前払費用	0
繰延税金資産	0	繰延税金資産	0
その他の投資等	0	その他の投資等	0
貸倒引当金	0	貸倒引当金	0
固定資産計	14	固定資産計	16
[繰延資産]		[繰延資産]	
創立費	0	創立費	0
繰延資産計	0	繰延資産計	0
資産合計	1,563	資産合計	1,815

負 債 の 部			
科 目	第 26 期 ( R5.12.31現在 )	科 目	第 25 期 ( R4.12.31現在 )
<b>〔 流 動 負 債 〕</b>		<b>〔 流 動 負 債 〕</b>	
トレーディング商品	0	トレーディング商品	0
商品有価証券	0	商品有価証券	0
デリバティブ取引	0	デリバティブ取引	0
約定見返勘定	0	約定見返勘定	0
信用取引負債	0	信用取引負債	0
信用取引借入金(証金)	0	信用取引借入金(証金)	0
信用取引借入金(同業)	0	信用取引借入金(同業)	0
信用取引貸証券受入金	0	信用取引貸証券受入金	0
有価証券担保借入金	0	有価証券担保借入金	0
有価証券貸借取引受入金	0	有価証券貸借取引受入金	0
現先取引借入金	0	現先取引借入金	0
預 り 金	614	預 り 金	610
顧客からの預り金	471	顧客からの預り金	606
募集等受入金	0	募集等受入金	0
その他の預り金	143	その他の預り金	3
受入保証金	0	受入保証金	0
有価証券等受入未了勘定	0	有価証券等受入未了勘定	0
受取差金勘定	0	受取差金勘定	0
短期社債	0	短期社債	0
前受金	0	前受金	0
前受収益	0	前受収益	3
未払金	0	未払金	0
未払費用	39	未払費用	304
未払法人税等	6	未払法人税等	2
繰延税金負債	0	繰延税金負債	0
賞与引当金	0	賞与引当金	0
その他の流動負債	0	その他の流動負債	0
<b>流 動 負 債 計</b>	<b>661</b>	<b>流 動 負 債 計</b>	<b>919</b>
<b>〔 固 定 負 債 〕</b>		<b>〔 固 定 負 債 〕</b>	
長期借入金	0	長期借入金	0
繰延税金負債	0	繰延税金負債	0
退職給付引当金	0	退職給付引当金	0
その他の固定負債	30	その他の固定負債	0
<b>固 定 負 債 計</b>	<b>30</b>	<b>固 定 負 債 計</b>	<b>0</b>
<b>〔 引 当 金 〕</b>		<b>〔 引 当 金 〕</b>	
金融商品取引責任準備金	0	金融商品取引責任準備金	0
<b>引 当 金 計</b>	<b>0</b>	<b>引 当 金 計</b>	<b>0</b>
<b>負 債 合 計</b>	<b>691</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>920</b>

純 資 産 の 部			
科 目	第 26 期 ( R5.12.31現在 )	科 目	第 25 期 ( R4.12.31現在 )
株 主 資 本	871	株 主 資 本	894
資 本 金	994	資 本 金	994
新 株 式 申 込 証 拠 金	0	新 株 式 申 込 証 拠 金	0
資 本 剰 余 金	244	資 本 剰 余 金	244
資 本 準 備 金	244	資 本 準 備 金	244
そ の 他 資 本 剰 余 金	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
利 益 剰 余 金	△ 366	利 益 剰 余 金	△ 343
利 益 準 備 金	0	利 益 準 備 金	0
そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 366	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 343
積 立 金	0	積 立 金	0
繰 越 利 益 剰 余 金	△ 366	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 343
自 己 株 式	0	自 己 株 式	0
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	0	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	0
評 価 ・ 換 算 差 額 等	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
土 地 再 評 価 差 額 金	0	土 地 再 評 価 差 額 金	0
新 株 予 約 権	0	新 株 予 約 権	0
純 資 産 合 計	871	純 資 産 合 計	894
負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,563	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,815

## (2) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第 25 期 〔 4 年 1 月 1 日 から 4 年 12 月 31 日まで 〕	備 考	
		第 24 期 〔 3 年 1 月 1 日 から 3 年 12 月 31 日まで 〕	対前期増減比(△)
<b>営業収益</b>			
受入手数料	801	750	51
委託手数料	18	10	8
引受け・売出し手数料	0	0	0
募集・売出しの取扱手数料	0	1	△ 1
その他の受入手数料	782	738	44
トレーディング損益	0	0	0
金融収益	0	0	0
営業収益計	801	750	51
金融費用	0	0	0
<b>純営業収益</b>	801	750	51
販売費・一般管理費	817	765	52
取引関係費	66	58	8
人件費	567	550	17
不動産関係費	64	54	10
事務費	35	31	4
減価償却費	12	10	2
租税公課	13	12	1
貸倒引当金繰入	0	0	0
その他	56	47	9
<b>営業損益</b>	△ 15	△ 14	△ 1
営業外収益	0	0	0
営業外費用	0	1	△ 1
<b>経常損益</b>	△ 15	△ 15	9
<b>特別利益</b>	0	0	0
貸倒引当金戻入	0	0	0
吸収分割交換利益	0	0	0
金融商品取引責任準備金戻入	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0
訴訟損失引当金戻入	0	0	0
<b>特別損失</b>	5	0	5
金融商品取引責任準備金繰入	0	0	0
有価証券評価減	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
減損損失	5	0	5
その他の特別損失	0	0	0
<b>特別損益</b>	0	0	0
<b>税引前当期純利益</b>	△ 21	△ 16	△ 5
法人税等	1	4	△ 3
法人税等調整額	0	0	0
<b>当期純利益</b>	△ 23	△ 21	△ 2
<b>当期未処分利益</b>	△ 366	△ 343	△ 23

(注) 純営業収益 = 営業収益 - 金融費用

## (3)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

第 26 期 ( 自 令和5年1月1日 ~ 至 令和5年12月31日 )

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	994	244	0	244	△ 343	△ 343	894	894
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当								
当期純利益					△ 23	△ 23	△ 23	△ 23
当期変動額合計					△ 23	△ 23	△ 23	△ 23
当期末残高	994	244	0	244	△ 366	△ 366	871	871

第 25 期 ( 自 令和4年1月1日 ~ 至 令和4年12月31日 )

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	994	244	0	244	△ 321	△ 321	916	916
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当								
当期純利益					△ 21	△ 21	△ 21	△ 21
当期変動額合計					△ 21	△ 21	△ 21	△ 21
当期末残高	994	244	0	244	△ 343	△ 343	894	894

## 注 記 事 項

当社の計算書類は、「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)の規定のほか、「金融商品取引業に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

- 1 トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法  
トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用し、売却原価は移動平均法により算定しております。  
・トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法  
トレーディング関連以外の有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。  
(その他の有価証券)  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております(売却原価は移動平均法により算定しております)。  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法によっております。
- 2 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 … 定額法を採用しております。  
無形固定資産 … 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- 3 引当金及び準備金の計上基準  
・貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
・金融商品取引責任準備金  
証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出された額を計上しております。
- 4 収益及び費用の計上基準  
・委託手数料  
主に株式等の売買注文の取次ぎ、媒介から生じる手数料であります。これらの履行義務は注文の約定時点に充足されるため、当該一時点で収益を認識しております。  
代理業務から生じる手数料は、顧客との業務委託契約に基づいております。当該契約は一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、当該一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。  
・募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料  
有価証券等の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募もしくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行ったことにより引受会社等から受入れる手数料であります。一般的に、募集等申込日に販売等の義務を充足したとして、当該一時点で収益を認識し、受益証券等で売買形式による場合は委託手数料に準じて収益を認識しております。  
・その他の受入手数料  
その他の受け入れ手数料には、主として資金調達等に係るアレンジャー報酬、顧客との業務受託契約に基づく業務受託報酬が含まれております。  
アレンジャー報酬は、顧客の資金調達等に係るアレンジメント業務から生じるものであり、顧客の資金調達等の完了時点で履行義務は充足されるため、当該一時点で収益を認識しております。  
業務受託報酬は、顧客との業務受託契約に基づき、契約期間にわたって日本の上場企業に関する投資案件の発掘から案件成立までの支援を行う履行義務を背負っております。当該契約は一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、当該一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、業務受託報酬に含まれる成功報酬は、顧客との業務受託契約において定められた計算方法により認識されます。当該報酬は請求する権利が確定した時点で収益を計上しております。

[会計上の見積りに関する注記]

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

[貸借対照表に関する注記]

・ 令和4年12月31日

1 有形固定資産の減価償却累計額	4 百万円
2 担保に供している資産	
信用取引借入金の担保として保管有価証券	- 百万円を差入れています。
3 担保として差入れた有価証券及び貸付けた有価証券の時価額	
信用取引貸証券	- 百万円
信用取引借入金の本担保証券	- 百万円
4 担保として差入を受けた有価証券及び借入れた有価証券の時価額	
信用取引貸付金の本担保証券	- 百万円
信用取引借証券	- 百万円
受入証拠金代用有価証券	- 百万円
5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
長期金銭債権	- 百万円
短期金銭債務	- 百万円

・ 令和5年12月31日

1 有形固定資産の減価償却累計額	百万円
2 担保に供している資産	
信用取引借入金の担保として保管有価証券	- 百万円を差入れています。
3 担保として差入れた有価証券及び貸付けた有価証券の時価額	
信用取引貸証券	- 百万円
信用取引借入金の本担保証券	- 百万円
4 担保として差入を受けた有価証券及び借入れた有価証券の時価額	
信用取引貸付金の本担保証券	- 百万円
信用取引借証券	- 百万円
受入証拠金代用有価証券	- 百万円
5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
長期金銭債権	- 百万円
短期金銭債務	- 百万円

[損益計算書に関する注記]

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
東京都千代田区	共用資産	建物	5,904 千円

・ 減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスである状況から、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることが見込まれるため減損損失を認識しております。

・ グルーピングの方法

当社は、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、本社等に関しては共用資産として、グルーピングを行っております。

・ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値を0として評価しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	決算期	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	第25期	44,000株	-	-	44,000株
	第26期	44,000株	-	-	44,000株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の主な内訳は、税務上の繰越欠損金であり、全額評価性引当額を計上しております。

[金融商品に関する注記]

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は有価証券関連業を中核とする投資・金融サービス業を行っております。

具体的には、有価証券及びデリバティブ商品の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、その他有価証券関連金融業を営んでおります。

また、当社は資金運用については安全性の高い預金等に限定し、資金調達については主として金融機関等によっております。



(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令等に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金、顧客の資金運用に伴い受入れた預り金等があります。

顧客分別金信託は、金融商品取引法により当社の固有の財産と分別され信託銀行に信託されておりますが、その信託財産は信託法により保全されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、「現金・預金」、「預託金」及び「預り金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

[資産除去債務に関する注記]

・当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

・当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間を賃貸契約2年間として算定しております。

・当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	-	百万円
簡便法から原則法への変更による影響額	28	百万円
期末残高	28	百万円

[収益認識に関する注記]

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)
営業収益	
委託手数料	18 百万円
株式	18 百万円
その他の受入手数料	782 百万円
株式	4 百万円
その他	778 百万円
顧客との契約から生じる収益	801 百万円
営業収益	801 百万円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

[1株当たり情報に関する注記]

	第26期			第25期		
1株当りの純資産額	19,809 円	56 銭	1株当りの純資産額	20,336 円	96 銭	
1株当りの当期純利益	△ 527 円	40 銭	1株当りの当期純利益	△ 484 円	49 銭	

2.借入金の主な借入先及び借入金額

(単位:百万円)

(令和5年12月31日現在)

借入先	種類	借入金額
-	-	-

(令和4年12月31日現在)

借入先	種類	借入金額
-	-	-

3.保有する有価証券(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。)

の取得価額、時価、及び評価損益

該当事項はありません。

4.デリバティブ取引の状況

該当事項はありません。

5.有価証券店頭デリバティブ取引の状況

該当事項はありません。

6.財務諸表に関する監査法人等による監査の有無

当社は、令和4年12月期(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の貸借対照表および損益計算書ならびに株主資本等変動計算書について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しております。

IV 会社の管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

(1)当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備する。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)
  - ・当社は経営理念、倫理コード、行動規範等を定め、コンプライアンスマニュアルのもと、役職員全員が法令・定款および社会規範を遵守することにより、強固なコンプライアンス態勢の構築を図っていく。
  - ・取締役会の下に「経営会議」を設置し、コンプライアンス・プログラムに定める個別課題について協議・決定を行うとともに、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を管理する。また、コンプライアンス会議では、コンプライアンス取組全般についての企画立案を行い、当社のコンプライアンス取組実務を統括する。
  - ・コンプライアンス管理を統括するため、コンプライアンス部を設置し、全体管理と教育研修を推進していく。
  - ・会社法における計算関係書類を適正に作成し、さらに当社の事業内容、財務内容等を正確、公正かつ適時に開示するため、財務報告に係る内部統制の体制整備・運用・改善に努めていく。
  - ・内部監査担当部門であるコンプライアンス部は、業務運営ならびに内部管理体制の適切性・有効性を複合的に検証・確認し、代表取締役及び取締役会に報告し、内部管理体制の改善・強化を図っていく。
  - ・業務執行上の伝達ルートから独立した報告経路として、多元的内部通報制度を設置し、更に報告者には報告したことによる不利益を受けることのないように内部管理統括責任者が管理・監督を行っていく。
  - ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引を一切行わず、毅然たる態度で対応する。またマネー・ロンダリング、テロ資金および大量破壊兵器の拡散に対する資金供与防止に係る取組みを強化し、内部管理態勢の構築、改善に努めていく。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)
  - ・当社の全ての職務執行に係る情報・文書の取扱は法令並びに社内規程に則り、適切な整理、保管、保存を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持していく。
  - ・当社は情報資産を安全・確実に保護するための統一方針として「セキュリティポリシー」を定め、役職員全員が情報セキュリティ意識の向上に努めるとともに、当社の情報セキュリティが確保できる体制を維持していく。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)
  - 各種リスクに対する基本方針・基本事項はリスクマネジメント委員会で決定し、リスクカテゴリー毎に管理部署を定め、リスク管理体制を構築し、社内各部のリスク管理を統括し、網羅的・統括的に管理状況をモニタリングしていく。リスク管理状況については、取締役会に定期的に報告する。また災害や障害など緊急事態に陥った際の組織体制ならびに指揮命令系統及び業務運営手順等を明確化し、業務の早期回復のための危機管理対応の実効性を確保していく。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)  
「取締役会」は取締役10名以下で構成し、取締役会規程に基づいて、3ヵ月ごとに開催される定例取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行の状況を逐次監督していく。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)  
グループ会社ごとの規模を踏まえ、内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制など、必要な指導及び支援を実施する。
- ⑥ 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号)  
・監査役からの求めに応じて、監査役の業務補助のため監査役会事務局及び監査役スタッフを置くこととする。  
・監査役スタッフは、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うこととし、監査役以外の者からの指揮命令は受けないものとする。  
・監査役スタッフの任命・異動・人事考課・懲戒については監査役と事前協議を行い、監査役の同意を得るものとする。
- ⑦ 監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)  
・取締役ならびに使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに監査役に報告する。  
・監査役の調査権限、是正権限、報告権限、その他権限を保障し、その責務を適切に遂行できる体制を確保していくとともに、内部監査結果については監査役に報告し、監査役から指示があるときは、指示に基づき内部監査を行う体制とする。  
・監査役が取締役会への出席の他、経営会議、その他の重要会議への出席、ならびに重要書類の閲覧、業務遂行状況の聴取等を実施し、監査役が業務執行全体の監査を実施できるよう体制を確保する。また、内部監査部門と緊密な連携および会計監査人と定期的な打ち合わせを含め、必要に応じて随時情報交換を行えるものとする。
- ⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)  
当社は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見し直ちに取締役または監査役にその事実の報告をした者に対して、不利益な取扱いを行わないことを保障する。
- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針(会社法施行規則第100条第3項第6号)  
当社は、監査役の職務の執行について必要な費用等を支払うこととする。
- ⑩ その他当社の監査役が実効的に執行されることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)  
・代表取締役は、全役員職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。  
・代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。  
・内部監査部門は、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。

(2) お客様からの相談及び苦情に対する取扱い方法

当社では、日々のお客様からの相談及び苦情につきましては、コンプライアンス部が窓口となり、これを取りまとめ、コンプライアンス委員会を通じて報告を行い、対応を検討しております。

2. 分別保管の状況

(1) 顧客分別金信託

(単位:百万円)

項 目	令和5年12月31日現在の金額	令和4年12月31日現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	420	408
顧客分別金信託額	560	560
期末日現在の顧客分別金必要額	471	606

(2) 有価証券の分別管理等の状況

① 保護預り等有価証券

有価証券の種類		令和5年12月31日現在		令和4年12月31日現在	
		国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
株 券	株 数	642,719 千株	0 千株	823,000 千株	0 千株
債 券	額面金額	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
受益証券	口 数	- 百口	- 百口	- 百口	- 百口
その 他	数 量	603 千個		2,275 千個	

② 受入保証金代用有価証券

有価証券の種類		令和5年12月31日現在	令和4年12月31日現在
		数 量	数 量
株 券	株 数	- 千株	- 千株
債 券	額面金額	- 百万円	- 百万円
受益証券	口 数	- 百口	- 百口
その 他	数 量	-	-

③ 管理の状況

当社における顧客資産の分別管理については、法令・諸規則並びに当社規程「分別管理に関する規程」に定めるところにより行っている。

(有価証券の保管区分等)

当社の有価証券の保管方法については、当社の帳簿等により当社の固有財産である有価証券その他の顧客有価証券以外の有価証券(固有有価証券等)と顧客有価証券とを区分管理し、(株)証券保管振替機構、日本証券代行(株)等において混蔵保管または振替口座簿で管理している。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理している。

海外の保管機関で保管又は管理されている有価証券

海外の保管機関において、下表のとおり口座区分などの方法により、固有有価証券等と顧客有価証券とを区分させ、顧客有価証券に係る各顧客の持分は、当社の帳簿等により直ちに判別できる状態で管理する。ただし、下表のとおり保管機関において顧客有価証券に係る持分が判別できる状態で保管又は管理させることができない場合には、当社の帳簿等により、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理する。

[海外カストディアーの概要]

保管機関名	設立国	寄託証券の種類	区分口座の有無及び分別方法
京華山一国際(香港)有限公司	香港	外国株・外国債券等	口座区分有り・混蔵保管
Phillip Securities Pte Ltd	シンガポール	外国株・外国債券等	口座区分有り・混蔵保管

(3) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況

① 法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

② 法第43条の3第2項の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

V 連結子会社等の状況

該当事項はありません。

以 上